



重要事項説明書

アリスタージュ経堂

設置者：京王ウェルシィステージ株式会社

有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	アリストージュ経堂
定員・室数	208 人 ・ 146 室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付（一般型）
サ 付 登 録 の 有 無	無
居 住 の 権 利 形 態	利用権方式
利 用 料 の 支 払 方 式	選択方式
入 居 時 の 要 件	混合型（自立含む）
介 護 保 険 の 利 用	特定施設入居者生活介護（一般型）
居 室 区 分	定員1～2人（親族のみ対象）
介護に関わる職員体制	1.5：1以上

1 事業主体

名 称	法人等の種別		営利法人	
	フリカ`ナ 名 称	ケイウエルシステージカブシカイヤ 京王ウエルシステージ株式会社		
主たる事務所の所在地	〒 206-0011	東京都多摩市関戸一丁目9番地1		
連 絡 先	電 話 番 号	042-337-3351		
	ファックス番号	042-338-1275		
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.aristage.jp/company_info.html			
代 表 者 職 氏 名	役職名	代表取締役	氏名	岩村 和昭
設 立 年 月 日	平成22年8月26日			
主 な 事 業 等	有料老人ホームおよび高齢者向け住宅の経営、運営管理			

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
< 居宅サービス >			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	1	アリスタージュ経堂	世田谷区経堂三丁目20番22号
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
< 地域密着型サービス >			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	なし		
居宅介護支援	なし		
< 居宅介護予防サービス >			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	1	アリスタージュ経堂	世田谷区経堂三丁目20番22号
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
< 地域密着型介護予防サービス >			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
< 介護保険施設 >			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

2 事業所概要

名称	フリカナ	アリストージュョウトウ			
	名称	アリストージュ経堂			
所在地	〒	156-0052	東京都世田谷区経堂三丁目20番22号		
連絡先	電話番号	03-6413-6111			
	ファックス番号	03-6413-6116			
ホームページ	https://www.aristage.jp				
介護保険事業所番号	第1371210640号				
管理者職氏名	役職名	支配人	氏名	大隅 直樹	
事業開始年月日	平成24年8月1日				
届出年月日	平成23年7月15日				
届出上の開設年月日	平成24年8月1日				
特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回)	平成24年8月1日			
	指定の有効期間	令和6年7月31日 まで			
介護予防 特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回)	平成24年8月1日			
	指定の有効期間	令和6年7月31日 まで			
事業所へのアクセス	小田急線「経堂」駅より徒歩850m (徒歩約11分) 小田急線「千歳船橋」駅より徒歩870m (徒歩約11分) 京王線「桜上水」駅より徒歩2km (徒歩約25分) 「経堂」駅および京王線「八幡山」駅への送迎バスあり(17時台まで)				
施設・設備等の状況					
敷地	権利形態	—	抵当権	なし	
	面積	6921.21 m ²			
建物	権利形態	賃貸借	抵当権	なし	
	延床面積	13978.02 m ² うち有料老人ホーム分 13899.92 m ²			
	竣工日	平成24年5月8日			
	階数	地上 7 階 地下 - 階			
		うち有料老人ホーム分 地上 7 階 地下 - 階			
	構造	耐火建築物	建築物用途区分	有料老人ホーム	
	併設施設等	あり (医療法人社団 寿恵会 経堂3丁目クリニック)			
賃貸借契約の概要	建物	契約期間	平成24年5月8日 ~ 令和24年5月7日		
		自動更新	あり		
居室	階	定員	室数	面積	
	2階	1人	30	21.71 m ² ~	22.94 m ²
	1階	1~2	7	62.46 m ² ~	80.75 m ²
	2階	1~2	7	62.46 m ² ~	80.75 m ²
	3階	1~2	19	40.02 m ² ~	80.75 m ²
	4階	1~2	24	40.02 m ² ~	95.52 m ²
	5階	1~2	23	40.02 m ² ~	95.52 m ²
	6階	1~2	20	40.02 m ² ~	117.76 m ²
	7階	1~2	16	40.02 m ² ~	133.42 m ²
一時介護室	階	定員	室数	面積	
	2階	1	3	22.44 m ² ~	22.44 m ²
				m ² ~	m ²

居室内の設備等	便所	全室あり	
	洗面	全室あり	
	浴室	一部あり	
	冷暖房設備	全室あり	
	電話回線	全室あり	(設置各自、料金自己負担)
	テレビアンテナ端子	全室あり	(設置各自、料金自己負担)
共同便所	15箇所	(一部男女共用)	
共同浴室	個浴： 3	大浴槽： 2	機械浴： 1
	併設施設との共用	なし ()	
食堂	兼用	あり	【介護フロア ダイニング】 食事時間以外、リビング等として使用 【一般フロア サポートラウンジ】 通常は機能訓練室として使用 【メイン及びプライベートダイニング】 兼用なし
	併設施設との共用	なし ()	
その他の共用施設	あり	ロビーラウンジ、メールボックス、アリスタージュホール、応接室、ビリヤードルーム、娯楽室、アトリエ、スタジオ、フィットネスルーム、ビューティサロン(有料)、健康管理室、(健康相談室、ルーフガーデン、エステサロン(有料)、駐車場)(有料)、大浴場(半露天風呂・ナノミストサウナ付) ※一般居室入居者および介護居室入居者毎の使用細則については、管理規程別紙2「共用施設の使用細則」参照	
エレベーター	あり	3基	
消防設備	自動火災報知設備： あり	火災通報装置： あり	スプリンクラー： あり
緊急呼出装置	居室： あり	便所： あり	浴室： あり 脱衣室： あり

3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態								
① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態								
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況等
		専従	非専従	専従	非専従			
管理者(施設長)	1			0		1人	1.0	
生活相談員	3			0		3人	3.0	マネージャー等
看護職員：直接雇用	6			3		9人	8.9	一部外部委託
看護職員：派遣	0			2		2人		
介護職員：直接雇用	19			1		20人	22.2	外部委託
介護職員：派遣	0			3		3人		
機能訓練指導員	1			0		1人	1.0	外部委託
計画作成担当者	1			0		1人	1.0	外部委託
栄養士	1			0		1人	1.0	
調理員	8			12		20人	10.9	
事務員	7			10		17人	11.2	フロント・入居相談等
その他従業者	2			15		17人	6.0	ホールスタッフ
看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者の委託先						株式会社東急イーライフデザイン		
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40時間		

③-1 介護職員の資格					
資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士		17		4	
実務者研修					
介護職員初任者研修		2			
介護支援専門員					
たん吸引等研修（不特定）					
たん吸引等研修（特定）					
資格なし					

③-2 機能訓練指導員の資格					
資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
理学療法士		1			
作業療法士					
言語聴覚士					
看護師又は准看護師					
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					
はり師又はきゅう師					

③-3 管理者（施設長）の資格 介護福祉士

④ 夜勤・宿直体制	
配置職員数が最も少ない時間帯	20 時 0 分～ 7 時 30 分
上記時間帯の職員配置数	介護職員 2 人以上 看護職員 1 人以上
	その他従業者 1 人以上

⑤ 特定施設入居者生活介護の従業者の人数等						①と同じのため記入省略		
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数	兼務状況
		専従	非専従	専従	非専従			
生活相談員						0人		
看護職員						0人		
介護職員						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		

⑤-1 介護職員の資格						③-1と同じのため記入省略	
資格	延べ 人数	常勤		非常勤			
		専従	非専従	専従	非専従		
介護福祉士							
実務者研修							
介護職員初任者研修							
介護支援専門員							
たん吸引等研修（不特定）							
たん吸引等研修（特定）							
資格なし							

⑤-2 機能訓練指導員の資格 ③-2 と同じのため記入省略

資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
理学療法士					
作業療法士					
言語聴覚士					
看護師又は准看護師					
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					
はり師又はきゅう師					

⑤-3 看護職員及び介護職員1人当たり（常勤換算）の利用者数 1.3 人

従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）

勤続 年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満		1	4	5	4			1			
1年以上3年未満		2		9		1				1	
3年以上5年未満		2		1							
5年以上10年未満		1	1	4		1					
10年以上						1					
合計		6	5	19	4	3	0	1	0	1	0

4 サービスの内容

提供するサービス

食事の提供サービス	あり（直営）
食事介助サービス	あり
入浴介助サービス	あり
排せつ介助サービス	あり
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり
相談対応サービス	あり
健康管理サービス（定期的な健康診断実施）	あり
服薬管理サービス	あり
金銭管理サービス	あり

定期的な安否確認の方法	<p>【一般居室】 緊急通報装置、生活リズムセンサー等を設置しています。トイレ前廊下の天井に設置している生活リズムセンサーは、一定時間（基本12時間）動きがない場合、異常と判断し、自動的にフロントに通報されます。異常を感知した場合、スタッフ等が安否確認のため、居室に立ち入る場合があります。特定施設入居者生活介護等サービスを利用している方は、必要に応じ定期的に巡回いたします。</p> <p>【介護居室】 ナースコールを設置しています。必要に応じ定期的に巡回いたします。</p>
-------------	---

施設で対応できる医療的ケアの内容	主に介護居室において、医師の指示の下に看護職員が以下の行為を行います。 在宅酸素、胃ろう、痰の吸引、膀胱バルーンカテーテル留置、インスリン投与、褥瘡処置、等
------------------	---

医療機関との連携・協力

協力医療機関(1)	名称	医療法人社団 寿恵会 経堂3丁目クリニック
	所在地	事業所に併設（直線距離：0m）
	協力の内容	訪問診療、緊急時対応、ホーム看護職員への指導、定期健康診断（年2回）、通常外来診療、住み替え時判定委員、要介護認定時かかりつけ医、専門医療機関の紹介 （治療費は実費負担） 【診療科目】一般内科
協力医療機関(2)	名称	日本医科大学付属病院
	所在地	東京都文京区千駄木一丁目1番5号（直線距離：約14.1km）
	協力の内容	入居者に対する入院・外来診療への協力 （治療費は実費負担） 【診療科目】 循環器内科、老年内科、神経・脳血管内科、腎臓内科、リウマチ・膠原病内科、血液内科、糖尿病内分泌代謝内科、消化器・肝臓内科、呼吸器内科、化学療法科、精神神経科、小児科、遺伝診療科、放射線科、放射線治療科、皮膚科、東洋医学科、口腔科（周術期）、リハビリテーション科、消化器外科、乳腺科、内分泌外科、心臓血管外科、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科・リウマチ外科、女性診療科・産科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、泌尿器科、眼科、麻酔科・ペインクリニック、緩和ケア科、がん診療科、救命救急科（CCM）、形成外科・美容外科等
協力医療機関(3)	名称	社会福祉法人 康和会 久我山病院
	所在地	東京都世田谷区北烏山二丁目14番20号（直線距離：約4.2km）
	協力の内容	入居者に対する入院・外来診療への協力 （治療費は実費負担） 【診療科目】内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、外科 消化器外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、救急診療科
協力医療機関(4)	名称	医療法人社団 さくら会 世田谷中央病院
	所在地	東京都世田谷区世田谷一丁目32番18号（直線距離：約2.4km）
	協力の内容	入居者に対する入院・外来診療への協力 （治療費は実費負担） 【診療科目】内科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション科、婦人科、小児科、
協力歯科医療機関	名称	岩間歯科
	所在地	東京都世田谷区上野毛四丁目14番14号（直線距離：約4.0km）
	協力の内容	歯科診療等（治療費は実費負担） 【診療科目】歯科
近隣医療機関	名称	公立学校共済組合 関東中央病院
	所在地	東京都世田谷区上用賀6-25-1（直線距離：約1.5km）
	協力の内容	健康診断・人間ドック、入居者に対する入院・外来診療への協力 【診療科目】総合内科、呼吸器内科、循環器内科、カテーテル治療科、消化器内科、代謝内分泌内科、神経内科、腎臓内科、血液内科、アレルギー・リウマチ科、光学医療診療科、メンタルヘルス科、精神科、外科（消化器外科・呼吸器外科）、乳腺外科、心臓血管外科、整形外科、リハビリテーション科、形成外科、脳神経外科、産婦人科（婦人科のみ）、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、臨床検査・病理科、健康管理センター、小児科 ※協力医療機関と同様に、入退院時、入院中のサービスを行います

介護保険加算サービス等	
個別機能訓練加算	あり
夜間看護体制加算	あり
看取り介護加算	あり(I)
医療機関連携加算	あり
認知症専門ケア加算	なし
サービス提供体制強化加算	あり(II)
介護職員処遇改善加算	あり(I)
介護職員等特定処遇改善加算	あり(II)
介護職員等ベースアップ等支援加算	なし
入居継続支援加算	なし
テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)	なし
生活機能向上連携加算	なし
若年性認知症入居者受入加算	なし
ADL維持等加算	なし
科学的介護推進体制加算	なし
口腔衛生管理体制加算	なし
口腔・栄養スクリーニング加算	なし
退院・退所時連携加算	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	不可
利用者の個別的な選択によるサービス提供	あり
運営懇談会の開催	あり (年 1 回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置	
自費によるショートステイ事業	なし

入居に当たっての留意事項

入居の条件	年齢	入居時満65歳以上 【一般居室】お二人で入居の場合、ご夫婦もしくは二親等以内の血族・一親等以内の姻族であり、お二人とも満65歳以上であること
	要介護度	【一般居室】自立含む要支援・要介護の方 【介護居室】要支援・要介護の方
	医療的ケア	「施設で対応できる医療的ケアの内容」参照。 それ以外は要相談。
	認知症	暴力行為等、他のご入居者の方にご迷惑がかからない認知症の方
	その他	【一般居室のみ】入居者が本契約締結時または入居後単身にて入居している場合に、入居者は、設置者に対して、追加の契約当事者を、本契約締結後5年以内に1回に限り申し出ることができます。ただし、設置者はこの申し出を拒否することがあります。 詳細は入居契約第42条(入居途中の契約当事者の追加)を参照

身元引受人等の条件、義務等	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者は、連帯保証人を定めるものとします。 ・連帯保証人は、設置者との合意により入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の金銭債務を履行する責任を負うものとします。金銭債務の増額その他の条件変更後も同様とします。 ・連帯保証人の負担は、入居契約書の表題部（3）に記載する極度額を限度とします。 ・連帯保証人が負担する債務の元本は、入居者または連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。ただし設置者は、当該確定前であっても、債務の支払いを求めることができます。 ・連帯保証人の請求があったときは、設置者は、連帯保証人に対し遅滞なく月額利用料の支払状況や滞納金の額・損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。 	
体験入居	利用期間	<ul style="list-style-type: none"> 【一般居室】 最長2泊3日まで。 【介護居室】 最長6泊7日まで。
	利用料金	<ul style="list-style-type: none"> 【一般居室】 ・一人で宿泊する場合：6,600円/日(朝夕の食費込、税込) ・二人以上で宿泊する場合：二人目から1泊3,300円/人(朝夕の食費込、税込) 【介護居室】 ・13,200円/日(朝、昼、夕の食費込、税込)
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特別食は別途要相談となります。
入院時の契約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者は、長期入院中においても、それを理由として、目的施設を利用し、各種サービスの提供を受ける権利を失うことはありません。(入居契約書第3条3項) ・協力医療機関については、入退院の付添い、手続、入院期間中の見舞い(週1回)等を行い、これらの費用は管理費に含まれます。 ・入院中の償却、管理費、厨房管理費等は従来どおり徴収し、食費は喫食されない分は徴収いたしません。 	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	<p>目的施設において身体拘束は原則として行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合、厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議発行の「身体拘束ゼロへの手引き」および東京都高齢者虐待防止と権利擁護のガイドラインをもとに作成したマニュアルおよび身体拘束廃止のための指針に沿って対応を行います。身体拘束を選択する際には、緊急時やむを得ない場合の三要件(切迫性・非代替性・一時性)に該当するかを十分に検討し、拘束の内容・目的・理由・拘束時間や期間を入居者や家族に説明し理解を得ます。拘束を実施した場合には、常に観察・検討し、要件に該当しなくなった場合は、観察期間等を設けたうえで直ちに解除し、それらの経過について記録に残すなどの手続きをとります。</p>	
事業者からの契約解除	<p>設置者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本条第2項および第3項に定める条件の下に、本契約を解除することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入居契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき (2) 月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき (3) 第3条第4項の規定に違反したとき (4) 第20条第1項第1号から第5号までに掲げる行為を行ったとき (5) 入居者の行動が他の入居者またはスタッフの生命もしくは身体に危害を及ぼし、または、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法では、これを防止することができない恐れがあるとき <p>設置者は、入居者又はその家族・身元引受人・連帯保証人・返還金受取人等による、設置者の役職員や他の入居者等に対するハラスメントにより、入居者との信頼関係が著しく害され事業の継続に重大な支障が及んだときに、本契約を解除することがあります。</p> <p>詳細は入居契約書第31条(設置者からの契約解除)を参照</p>	

要介護時における居室の住み替えに関する事項

一時介護室への移動	あり
判断基準・手続	<p>一般居室から介護居室への住み替えの場合には、以下の手続をとるものとします。それぞれの手続は書面にて確認します。</p> <p>(1) 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設けます。最長3カ月程度を目安とし、入居契約書第33条(明け渡しおよび原状回復)および第34条(財産の引き取り等)も含みます。</p> <p>(2) 設置者の指定する医師の意見を聴きます。</p> <p>(3) 判定委員会により判断します。</p> <p>(4) 住替え後の居室および介護等の内容、権利の変動、費用負担の増減等について入居者および身元引受人等に説明を行います。</p> <p>(5) 身元引受人の同意を得ます。</p> <p>(6) 入居者の同意を得ます。</p> <p>上記(4)～(6)については、入居者の見当識が完全に失われ、後見人等が選任されていない場合、身元引受人等への説明(上記(4))および身元引受人の同意(上記(5))をもって、本項に定める介護居室への住替え等を行うことができることを、入居者はあらかじめ同意します。</p> <p>介護居室から他の介護居室への住み替えの場合には、以下の手続をとるものとします。それぞれの手続は書面にて確認します。</p> <p>(1) 緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間を設けます。</p> <p>(2) 設置者の指定する医師の意見を聴きます。</p> <p>(3) 身元引受人の同意を得ます。</p> <p>(4) 入居者の同意を得ます。</p>
利用料金の変更	なし
前払金の調整	(前払金方式)なし (月払い方式)家賃相当額の変更があります。 詳細は管理規程別紙4-4(介護等を行う場所等の変更)を参照
従前居室との仕様の 変更	あり
その他の居室への移動	あり
判断基準・手続	<p>一般居室から介護居室への住み替えの場合には、以下の手続をとるものとします。それぞれの手続は書面にて確認します。</p> <p>(1) 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設けます。最長3カ月程度を目安とし、入居契約書第33条(明け渡しおよび原状回復)および第34条(財産の引き取り等)も含みます。</p> <p>(2) 設置者の指定する医師の意見を聴きます。</p> <p>(3) 判定委員会により判断します。</p> <p>(4) 住替え後の居室および介護等の内容、権利の変動、費用負担の増減等について入居者および身元引受人等に説明を行います。</p> <p>(5) 身元引受人の同意を得ます。</p> <p>(6) 入居者の同意を得ます。</p> <p>上記(4)～(6)については、入居者の見当識が完全に失われ、後見人等が選任されていない場合、身元引受人等への説明(上記(4))および身元引受人の同意(上記(5))をもって、本項に定める介護居室への住替え等を行うことができることを、入居者はあらかじめ同意します。</p> <p>介護居室から他の介護居室への住み替えの場合には、以下の手続をとるものとします。それぞれの手続は書面にて確認します。</p> <p>(1) 緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間を設けます。</p> <p>(2) 設置者の指定する医師の意見を聴きます。</p> <p>(3) 身元引受人の同意を得ます。</p> <p>(4) 入居者の同意を得ます。</p>
利用料金の変更	なし
前払金の調整	(前払金方式)なし (月払い方式)家賃相当額の変更があります。 詳細は管理規程別紙4-4(介護等を行う場所等の変更)を参照

従前居室との仕様の変更	あり		
提携ホーム等への転居	なし		
判断基準・手続			
利用料金の変更			
前払金の調整			
従前居室との仕様の変更			
苦情対応窓口			
窓口の名称1	アリスタージュ経堂 フロント		
電話番号	03-6413-6111		
対応時間	9:00 ~ 18:00 (平日・土日祝日)		
窓口の名称2	京王ウェルシステージ株式会社 企画管理部		
電話番号	042-337-3351		
対応時間	9:00 ~ 18:00 (平日)		
窓口の名称3	世田谷総合支所保健福祉課地域支援担当		
電話番号	03-5432-2850		
対応時間	8:30 ~ 17:00 (平日 ※祝日・年末年始を除く)		
窓口の名称4	公益社団法人 全国有料老人ホーム協会		
電話番号	03-3548-1077		
対応時間	10:00 ~ 17:00 (月・水・金 ※祝日・年末年始を除く)		
賠償責任保険の加入	あり	保険の名称： 福祉事業者総合賠償責任保険 三井住友海上火災保険株式会社	
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等			
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組			あり
東京都福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	

5 入居者

介護度別・年齢別入居者数		平均年齢： 85.6 歳				入居者数合計： 146 人				
年齢	介護度	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
6 5 歳未満		0	0	0	0	0	0	0	0	
6 5 歳以上 7 5 歳未満		8	0	1	0	0	0	0	0	
7 5 歳以上 8 5 歳未満		46	0	1	2	2	1	0	0	
8 5 歳以上		44	3	7	14	8	4	3	2	
合計		98	3	9	16	10	5	3	2	

入居継続期間別入居者数							
入居期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計
入居者数	9	8	37	72	20		146

男女別入居者数	男性： 51 人	女性： 95 人
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）	70 % （定員に対する入居者数）	
	90 % （居室に対する入居室数）	

直近 1 年間に退去した者の人数と理由			
理由	人数	理由	人数
自宅・家族同居		その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ転居		医療機関への入院	
介護老人保健施設へ転居		死亡	10
介護療養型医療施設へ転居		その他	
他の有料老人ホームへ転居	1	退去者数合計	11

6 利用料金

入居準備費用	なし 円							
明内細訳								
支払日・支払方法								
解約時の返還								
敷金	あり							
金額【一般居室】	家賃の6カ月分 円 ※お見積書で提示いたします							
金額	2,318,400 円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。							
家賃及びサービスの対価								
プランの名称	前払金	月額利用料	(内訳)					
			家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費	
【一般居室】 前払金方式 75歳 (1人入居)	4,100万円～ 22,130万円 (最多5,000万円 台)	247,040円 (税込)	-	159,500 円 (税込)	-	87,540円 (税込)	実費 負担	
【一般居室】 前払金方式 75歳 (2人入居)	7,675万円～ 23,495万円 (追加入居前払金 1,365万円)	439,080円 (税込)	-	264,000 円 (税込)	-	175,080 円 (税込)	実費 負担	
【一般居室】 月払い方式 (1人入 居)	-	302,040円 (税込)	252,800円 ～1,254,500 円	214,500 円 (税込)	-	87,540円 (税込)	実費 負担	
【一般居室】 月払い方式 (2人入 居)	-	549,080円 (税込)	454,740円～ 1,330,340円 (追加家賃 75,840円)	374,000 円 (税込)	-	175,080 円 (税込)	実費 負担	
【介護居室】 前払金方式 65歳～79歳	2,440万円	302,040円 (税込)	-	159,500 円 (税込)	55,000円 (税込)	87,540円 (税込)	管理費 に含む	
【介護居室】 前払金方式 80歳～84歳	2,210万円	302,040円 (税込)	-	159,500 円 (税込)	55,000円 (税込)	87,540円 (税込)	管理費 に含む	
【介護居室】 前払金方式 85歳以上	1,980万円	302,040円 (税込)	-	159,500 円 (税込)	55,000円 (税込)	87,540円 (税込)	管理費 に含む	
【介護居室】 月払い方式	-	688,440円 (税込)	386,400円 (非課税)	159,500円 (税込)	55,000円 (税込)	87,540円 (税込)	管理費 に含む	

【一般居室（716号室）】（75歳）の場合
月額単価（263,500円）×想定居住期間（180月）＋想定居住期間を超えて契約が継続する
場合に備えて受領する金額（8,370,000円）により算出

（月額単価の説明）

・入居契約書表題部（6）に記載する、入居前払金を構成する費用を算定基礎金額とし、周辺の家賃相場などを勘案し、合理的に算出いたしました。

一般居室は、方位、階数、広さ、入居時年齢毎に定める想定居住期間等によって月額単価が異なります。

介護居室は、方位、広さ等による月額単価の違いはありませんが、入居時年齢毎に定める想定居住期間によって月額単価が異なります。

一般・介護居室共に、前払い方式を選択された場合は、想定居住期間毎に、月額単価を調整しております。（金利水準や設置者が設定した運用利率などを考慮し、想定居住期間が長くなるほど、月額単価は減額されます）

※「月額単価」と「家賃相当額」は同義です。

例 【一般居室（716号室）】（75歳） 月額単価263,500円×180ヶ月＋8,370,000円

※一般居室において、2人入居の場合は、若い方の年齢で設定します。

【介護居室】前払い方式（65歳～79歳） 月額単価345,666円×60ヶ月＋3,660,000円

【介護居室】前払い方式（80歳～84歳） 月額単価347,870円×54ヶ月＋3,315,000円

【介護居室】前払い方式（85歳以上） 月額単価350,625円×48ヶ月＋2,970,000円

・一般居室において、2人入居の場合は、追加入居前払金が必要になります。

例 【一般居室】（75歳） 月額単価64,458円×180ヶ月＋2,047,500円

（想定居住期間の説明）

【一般居室】

・入居時年齢別に定めます。なお、想定居住期間は、平均入居時年齢を75歳と想定し、平成22年の簡易生命表の死亡率等に基づき、男女それぞれの平均居住期間を想定しました。その上で、入居者の一般的男女比率として男性：女性＝3：7として加重平均をとり、15年を標準値としました。年齢別想定居住期間は、この標準値を基に定めております。

（年齢別想定居住期間）

65～68歳 19年（228ヶ月）、69～70歳 18年（216ヶ月）、71～72歳 17年（204ヶ月）

73～74歳 16年（192ヶ月）、75～76歳 15年（180ヶ月）、77～79歳 14年（168ヶ月）

80～81歳 13年（156ヶ月）、82歳以上 12年（144ヶ月）

【介護居室】

・入居時年齢別に定めます。なお、想定居住期間は、平均入居時年齢を80歳と想定し、要介護状態の方の退去率を考慮した上で、男女それぞれの平均居住期間を想定しました。その上で、入居者の一般的男女比率として男性：女性＝3：7として加重平均をとり、4.5年を標準値としました。年齢別想定居住期間は、この標準値を基に定めております。

（年齢別想定居住期間）

65～79歳 5年（60ヶ月）、80～84歳 4.5年（54ヶ月）、85歳以上 4年（48ヶ月）

○上記以外の前払い金

【一般居室、前払金方式を選択時のみ】＜ヘルスケア前払金＞

・660万円（1人当たり。課税対象であり、現行、10%の消費税等を含みます。）

・当該金額は、費用設定時の推定額です。内訳は、

1. 要支援者および要介護者に対して、特定施設入居者生活介護等のサービスを、平成12年3月30日老企第52号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知（以下「老企第52号」といいます）により、介護・看護スタッフを手厚く配置した場合の介護サービス利用料として345万円（税別）

2. 健康相談および人間ドックに要する費用、ならびに、要支援者および要介護者以外の入居者に対して、緊急、臨時的、または、一時的に入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話に要する費用として255万円（税別）

3. 上記1の費用は、費用設定時において、人員を配置基準以上に配置して提供する介護サービスのうち、介護保険給付（利用者負担分を含みます）による収入でカバーできない額に充当するものとして、合理的な積算根拠に基づいて算出されています。

4. 上記1、2の費用は、一時介護室を利用した際の介護・看護スタッフの人件費等を含みます。

前払金

家賃	<p>【一般居室】前払金方式を選択の場合、前払金として受領しているため、月払いの家賃相当額の支払は不要です。月払い方式を選択の場合は、居室毎に設定された家賃相当額の支払いが必要です。月額252,800円～1,084,240円（非課税）※お見積り書を参照</p> <p>【介護居室】月払い方式を選択の場合のみ：月額386,400円（非課税）</p>
管理費	<p>1人入居：月額159,500円(税込) 2人入居：月額264,000円(税込) 事務管理部門の人的費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人的費・事務費、共用施設等の維持管理費です。</p>
介護費用	<p>【一般居室（前払金方式）】 ヘルスケア前払金を受領しているため、月払いの介護保険給付の対象外費用の徴収を行いませんが、老企第52号による入居者の個人的な希望および個別選択的な介護サービスが発生する場合は、都度払いまたは月払いの利用料が必要となります。（介護サービス等の一覧表「別途利用料を徴収して実施するサービス」欄に対応した利用料です）</p> <p>【一般居室（月払い方式）】 ※特定施設入居者生活介護等のサービスを利用する場合 （上乗せ介護費用）月額55,000円（税込） 1. 特定施設入居者生活介護等のサービスを、平成12年3月30日老企第52号により、介護・看護スタッフを手厚くした場合の介護サービス利用料と健康相談費用です。 2. 上乗せ介護費用は、費用設定時において、人員を配置基準以上に配置して提供するサービスのうち、介護保険給付（利用者負担分を含む）による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出されています。 3. 上乗せ介護費用のほかに、老企第52号による入居者の個人的な希望および個別選択的な介護サービスが発生する場合は、都度払いまたは月払いの利用料が必要となります。（介護サービス等の一覧表「別途利用料を徴収して実施するサービス」欄に対応した利用料です） 4. 上乗せ介護費用は、指針及び事務連絡に示された考え方に基づいて算定し、その算定方法は別紙で示します。</p> <p>※特定施設入居者生活介護等のサービスを利用しない場合 （自立者生活支援費用）月額55,000円（税込） 入居者が自立の場合、上乗せ介護費用に代えて、一般居室および一時介護居室において、自立者の生活を支援することも含めた職員体制の維持に必要な費用として、自立者生活支援費用をお支払いいただきます。</p> <p>※介護保険給付費は、厚生労働省が告示する介護保険給付基準が変更される場合には、それに従って変更されます。</p> <p>【介護居室】 （上乗せ介護費用）月額55,000円（税込） 1. 特定施設入居者生活介護等のサービスを、平成12年3月30日老企第52号により、介護・看護スタッフを手厚くした場合の介護サービス利用料と健康相談費用です。 2. 上乗せ介護費用は、費用設定時において、人員を配置基準以上に配置して提供するサービスのうち、介護保険給付（利用者負担分を含む）による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出されています。 3. 上乗せ介護費用のほかに、老企第52号による入居者の個人的な希望および個別選択的な介護サービスが発生する場合は、都度払いまたは月払いの利用料が必要となります。（介護サービス等の一覧表「別途利用料を徴収して実施するサービス」欄に対応した利用料です） 4. 上乗せ介護費用は、指針及び事務連絡に示された考え方に基づいて算定し、その算定方法は別紙で示します。 ※介護保険給付費は、厚生労働省が告示する介護保険給付基準が変更される場合には、それに従って変更されます。</p> <p style="text-align: right;">※介護保険サービスの自己負担額は含まない。</p>

	朝食 388 円・昼食 550 円・夕食 880 円 間食 0 円 1日当たり 1,818 円 × 30日で積算 厨房管理費：月額33,000円(税込) 食材費、栄養士その他食事部門の人員費、設備・備品代(調理具・食器等)等です。 「朝食・昼食・夕食」、「厨房管理費」および「それ以外の飲食料品」の食費について、全て軽減税率の対象外とします。 (食事をキャンセルする場合の取扱いについて) 食費は、喫食分だけお支払いいただきます。デイリーメニューについては、事前の予約やキャンセルの申し出は必要ありません。入居者等の希望で対応する特別食(特別料金)や家族等の食事(別料金)については、事前の予約やキャンセルの申し出が必要です。
食費	
光熱水費	【一般居室】入居者が入居する居室内の水道光熱費や電話代等は、別途実費負担とします。 【介護居室】入居者が入居する居室内の水道光熱費は管理費に含まれますが、電話代等は、別途実費負担とします。
短期利用	1日当たり 円 利用料の算出方法
前払金の取扱い	
支払日・支払方法	入居者は設置者に対して以下の方法で支払います。 第1回(内金) 入居前払金の10% 入居契約締結後2週間以内 第2回(残金) 入居前払金の残金または敷金の残金 入居予定日前日迄 ・申込時にお預かりした申込金は、入居前払金または敷金に充当します。 ・振込口座は、入居契約書および別紙に記載しております。
償却開始日	入居した日の翌日、または 年 月 日 (入居者が二人いる場合の追加入居金の起算日を別に定める場合) 追加入居前払金につき、 年 月 日
返還対象としない額	あり 【一般居室】入居前払金およびヘルスケア前払金の15%(前払金方式の場合) 【介護居室】入居前払金の15%(前払い方式の場合)
	位置づけ 想定居住期間内に退去した場合、想定居住期間を超えて入居継続した入居者の家賃等に充当

<p>契約終了時の 返還金の算定 方式</p>	<p>【一般居室】（前払金方式の場合のみ） (入居者が1人の場合であって契約が終了した場合) ・入居前払金の償却期間内の場合（短期解約の場合を除く）： 基本入居前払金分×償却部分の額の比率（前払金の85%）× (入居前払金の償却期間月数－経過月数) ÷ 入居前払金の償却期間月数 ・入居前払金の償却期間を超える場合： 返還金はありませんが、家賃相当額の追加徴収も行いません。</p> <p>(入居者が2人の場合であってその一方が死亡又は退去した場合) ・追加入居前払金の償却期間内の場合（短期解約の場合を除く）： 追加入居前払金分×償却部分の額の比率（前払金の85%）× (追加入居前払金の償却期間月数－経過月数) ÷ 追加入居前払金の償却期間月数 ・入居前払金の償却期間を超える場合： 返還金はありませんが、家賃相当額の追加徴収も行いません。</p> <p>(ヘルスケア前払金) ・ヘルスケア前払金の償却期間内の場合（短期解約の場合を除く）： ヘルスケア前払金×償却部分の額の比率（前払金の85%）× (ヘルスケア前払金の償却期間月数－経過月数) ÷ ヘルスケア前払金の償却期間月数</p> <p>【介護居室】（前払金方式の場合のみ） (契約が終了した場合) ・入居前払金の償却期間内の場合（短期解約の場合を除く）： 入居前払金×償却部分の額の比率（前払金の85%）× (入居前払金の償却期間月数－ 経過月数) ÷ 入居前払金の償却期間月数</p> <p>・入居前払金の償却期間を超える場合： 返還金はありませんが、家賃相当額の追加徴収も行いません。</p> <p>【一般居室】 【介護居室】 算出に際しては、償却起算日および契約終了日が属する 月は、それぞれ日割計算し返還金は無利息とします。なお、1円未満は切り上げる ものとします。</p>
	<p>期間：3か月 起算日：入居した日</p>

短期解約（死亡退去含む）の返還金の算定方式	<p>【一般居室】（前払金方式の場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者は、入居の日から起算して契約が解約された日までの日数の目的施設の利用料ならびに介護保険給付対象外費用として、入居契約書表題部（6）に記載する1日当たりの利用料および原状回復費用を設置者に支払うものとします。 ・設置者は、受領済みの入居前払金およびヘルスケア前払金の全額（非返還対象分の額を含みます）から入居者の負担額を差し引いたうえで、その差引残高を居室の明け渡しを受けた後90日以内に、無利息で入居者に返還することとします。 <p>（返還式）</p> <p>【（入居前払金）－（入居前払金の非返還部分の額）】÷償却期間月数÷30</p> <p>および</p> <p>【（ヘルスケア前払金）－（ヘルスケア前払金の非返還部分の額）】÷償却期間月数÷30</p> <p>【介護居室】（前払金方式の場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者は、入居の日から起算して契約が解約された日までの日数の目的施設の利用料ならびに介護保険給付対象外費用として、入居契約書表題部（6）に記載する1日当たりの利用料および原状回復費用を設置者に支払うものとします。 ・設置者は、受領済みの入居前払金の全額（非返還対象分の額を含みます）から入居者の負担額を差し引いたうえで、その差引残高を居室の明け渡しを受けた後90日以内に、無利息で入居者に返還することとします。 <p>（返還式）</p> <p>【（入居前払金）－（入居前払金の非返還部分の額）】÷償却期間月数÷30</p>
返還期限	契約終了日から 90日以内
保全措置	あり 保全先：三井住友信託銀行の連帯保証
その他留意事項	<p>【法定外の保全措置】（親会社保証）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三井住友信託銀行による連帯保証分を差し引いた返還債務残高については、京王電鉄株式会社が連帯保証を行います。
月額利用料の取扱い	
支払日・支払方法	<p>費用および使用料の支払いについては、原則として後払いとします。設置者は、当月分で纏め、入居者宛に費用明細をつけ、毎月15日までに請求します。入居者は、入居者が指定する金融機関の銀行口座から、支払期日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に自動引落としにより支払うものとします。ただし、追加入居者がいる場合は、いずれかの銀行口座から2人分を自動引落としにより支払うものとします。</p>
その他留意事項	なし

(30日換算・自己負担1割の場合)

単位：円

介護度	介護報酬	自己負担額
要支援1	71,547	7,155
要支援2	117,687	11,769
要介護1	202,478	20,248
要介護2	226,098	22,610
要介護3	251,136	25,114
要介護4	274,026	27,403
要介護5	298,714	29,872

加算の種類	算定	備考
個別機能訓練加算	あり	
夜間看護体制加算	あり	要介護のみ
看取り介護加算	あり(I)	対象者のみ
医療機関連携加算	あり	対象者のみ
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	あり(II)	
入居継続支援加算	なし	
生活機能向上連携加算	なし	
若年性認知症入居者受入加算	なし	対象者のみ
ADL維持等加算	なし	
科学的介護推進体制加算	なし	
口腔衛生管理体制加算	なし	
口腔・栄養スクリーニング加算	なし	対象者のみ
退院・退所時連携加算	あり	対象者のみ
介護職員処遇改善加算	あり(I)	
介護職員等特定処遇改善加算	あり(II)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	なし	

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料	一部有料（サービスごとの料金は一覧表のとおり）
料金改定の手続	
<p>1. 設置者は、入居契約書第26条から第28条までに定める入居者が支払うべき費用を改定することがあります。</p> <p>2. 設置者は、前項の費用の改定に当たっては、目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数および人件費等を勘案し、入居契約書第8条に定める運営懇談会の意見を聴いたうえで改定するものとします。</p> <p>3. 本条第1項の改定にあたっては、設置者は入居者および身元引受人等へ事前に通知します。</p> <p>4. 入居契約書第26条から第28条までに定める入居者が支払うべき費用にかかわる消費税は、設置者の請求時に有効な消費税法上適用される税率によるものとします。</p>	

【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	【一般居室(前払金方式)】Lタイプ716号室(50.01㎡)へご入居 (75歳お1人の場合)		
単位：円			
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
-	-	55,800,000	247,040
※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。			
プランの名称	【介護居室】前払金方式 (80歳の場合)		
単位：円			
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
-	-	22,100,000	302,040
※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。			

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	公開していない
管理規程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	公開していない	その他開示情報	なし

添付書類： 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。

_____年 月 日

署名 _____

署名 _____

説明年月日
_____年 月 日

説明者職・氏名

職

署名

介護を行う場所	一般居室		介護居室		一時介護室			
	(自立)	(要支援、要介護1、2)	(要支援、要介護)	(要支援、要介護)	(自立、要支援、要介護)	(自立、要支援、要介護)		
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料を含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに ■前払金又は月額利用料を含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに ■前払金又は月額利用料を含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料を含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)
<介護サービス>	※自立支援を目的としケアプランを作成します。ケアプランに基づいて必要なサービスを実施します。 ※入居者が希望する介護サービス(訪問介護等)の利用を妨げる事はありません。							
○巡回								
・昼間 9:00~18:00	-	-	■必要に応じ(原則、一時介護室)	-	■必要に応じ	-	○必要に応じ	-
・夜間 18:00~9:00	-	-	■必要に応じ(原則、一時介護室)	-	■必要に応じ	-	○必要に応じ	-
○食事介助	-	-	■サポートラウンジにおいて見守り 必要に応じ	-	■必要に応じ	-	○必要に応じ	-
○排泄介助	-	-	■必要に応じ(原則、一時介護室)	-	■必要に応じ	-	○必要に応じ	-
○おむつ交換	-	-	■必要に応じ(原則、一時介護室)	-	■必要に応じ	-	○必要に応じ	-
○おむつ代	-	実費負担	-	実費負担	-	実費負担	-	実費負担
○入浴(一般浴)								
・清拭	-	-	■必要に応じ、介助浴と合わせて週3回まで	規定回数以上は1回1,650円を 実費負担	■必要に応じ、介助浴と合わせて週3回まで	規定回数以上は1回1,650円を 実費負担	○必要に応じ、介助浴と合わせて週3回まで	規定回数以上は1回1,650円を 実費負担
・介助浴	-	-	■必要に応じ、清拭と合わせて週3回まで	規定回数以上は1回1,650円を 実費負担	■必要に応じ、介護フロアにて、清拭と合わせて週3回まで	規定回数以上は1回1,650円を 実費負担	○必要に応じ、介護フロアにて、清拭と合わせて週3回まで	規定回数以上は1回1,650円を 実費負担
○特浴介助	-	-	■必要に応じ、一般浴と合わせて週3回まで	規定回数以上は1回1,650円を 実費負担	■必要に応じ、一般浴と合わせて週3回まで	規定回数以上は1回1,650円を 実費負担	○必要に応じ、一般浴と合わせて週3回まで	規定回数以上は1回1,650円を 実費負担
○身辺介助								
・体位交換	-	-	■必要に応じ(原則、一時介護室)	-	■必要に応じ	-	○必要に応じ	-
・居室からの移動	-	-	■必要に応じ(原則、一時介護室)	-	■必要に応じ	-	○必要に応じ	-
・衣類の着脱	-	-	■必要に応じ(原則、一時介護室)	-	■必要に応じ	-	○必要に応じ	-
・身だしなみ介助	-	-	■必要に応じ(原則、一時介護室)	-	■必要に応じ	-	○必要に応じ	-
○機能訓練	-	-	■必要に応じ	-	■必要に応じ	-	○必要に応じ	-
○通院介助(協力医療機関)	-	1回30分1,650円 および交通費(原則タクシー)を実費負担 (職員分も負担)	■必要に応じ	-	■必要に応じ	-	○必要に応じ	-
○通院介助(上記以外) ※ホームが別に定める 区内の医療機関に限る	-	1回30分1,650円 および交通費(原則タクシー)を実費負担 (職員分も負担)	-	1回30分1,650円 および交通費(原則タクシー)を実費負担 (職員分も負担)	-	1回30分1,650円 および交通費(原則タクシー)を実費負担 (職員分も負担)	-	1回30分1,650円 および交通費(原則タクシー)を実費負担 (職員分も負担)
○緊急時対応								
・生活リズムセンサー	○24時間随時	-	○24時間随時	-	-	-	-	-
・緊急通報装置	○24時間随時	-	○24時間随時	-	-	-	-	-
・ナースコール	-	-	-	-	○24時間随時	-	○24時間随時	-

介護を行う場所	一般居室				介護居室		一時介護室	
	(自立)		(要支援、要介護1、2)		(要支援、要介護)		(自立、要支援、要介護)	
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料を含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの特定施設入居者生活介護のサービスに前払金又は月額利用料を含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの特定施設入居者生活介護のサービスに前払金又は月額利用料を含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料を含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)
<生活サービス>								
○定期居室清掃	○月1回(30分程度)	規定回数以上は1回30分3,300円を实費負担	○月1回(30分程度)	規定回数以上は1回30分3,300円を实費負担	○月1回(30分程度)	規定回数以上は1回30分3,300円を实費負担	○月1回(30分程度)	規定回数以上は1回30分3,300円を实費負担
○日常居室清掃	-	-	■必要に応じ実施	-	■必要に応じ実施	-	○必要に応じ実施	-
○リネン交換	-	-	■必要に応じ週2回	規定回数以上は1回1,650円を实費負担	■必要に応じ週2回	規定回数以上は1回1,650円を实費負担	○必要に応じ実施	規定回数以上は1回1,650円を实費負担
○日常の洗濯	-	ワンネット1,650円	■日常着を週3回ワンネット	規定回数以上はワンネット1,650円	■日常着を週3回ワンネット	規定回数以上はワンネット1,650円	○日常着を週3回ワンネット	規定回数以上はワンネット1,650円
○居室配膳・下膳	○看護師の判断により実施(連続4日間まで)	別途相談の上、有料で実施(660円、使い捨て容器代含む。下膳はなし)	○看護師の判断により実施(連続4日間まで)	別途相談の上、有料で実施(660円、使い捨て容器代含む。下膳はなし)	■必要に応じ実施	-	○必要に応じ実施	-
○嗜好に応じた特別食	-	実費負担	-	実費負担	-	実費負担	-	実費負担
○おやつ	-	-	-	-	○食費に含む	-	○食費に含む	-
○美容	-	実費負担	-	実費負担	-	実費負担	-	実費負担
○買物代行(通常の利用区域)	○実施する	指定日、規定回数(週1回)以上は1回1,650円	○■実施する	指定日、規定回数(週1回)以上は1回1,650円	○■実施する	指定日、規定回数(週1回)以上は1回1,650円	○実施する	指定日、規定回数(週1回)以上は1回1,650円
○買物代行(上記以外の区域)※ホームが別に定める店舗に限る	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担
○役所手続き代行	○週1回指定日	指定日、規定回数(週1回)以上は1回30分1,650円また、手続きにかかる諸費用は実費負担	○週1回指定日	指定日、規定回数(週1回)以上は1回30分1,650円また、手続きにかかる諸費用は実費負担	○週1回指定日	指定日、規定回数(週1回)以上は1回30分1,650円また、手続きにかかる諸費用は実費負担	○週1回指定日	指定日、規定回数(週1回)以上は1回30分1,650円また、手続きにかかる諸費用は実費負担
○金銭・預金管理	○緊急でやむを得ない場合	-	○緊急でやむを得ない場合	-	○緊急でやむを得ない場合	-	○緊急でやむを得ない場合	-
	※上記以外の生活サービスについては「管理規程」をご確認ください		※上記以外の生活サービスについては「管理規程」をご確認ください		※上記以外の生活サービスについては「管理規程」をご確認ください		※上記以外の生活サービスについては「管理規程」をご確認ください	
<健康管理サービス>								
○定期健康診断	○年2回(うち1回は人間ドック)	指定項目以外は実費負担	○年2回(うち1回は人間ドックも可能)	指定項目以外は実費負担	○年2回	指定項目以外は実費負担	-	指定項目以外は実費負担
○健康相談	○10:00~16:00	-	○■10:00~16:00	-	○■随時実施(予約)	-	○随時実施(予約)	-
○生活指導・栄養指導	○必要に応じ	-	○■必要に応じ	-	○■必要に応じ	-	○必要に応じ	-
○服薬支援	○必要に応じ	-	○■必要に応じ	-	○■必要に応じ	-	○必要に応じ	-
○生活リズムの記録(排便・睡眠等)	-	-	■必要に応じ(原則、一時介護室)	-	■必要に応じ	-	○必要に応じ	-
○医師の訪問診療	-	実費負担	-	実費負担	-	実費負担	-	実費負担
○医師の往診	-	実費負担	-	実費負担	-	実費負担	-	実費負担
○薬剤師の訪問	-	実費負担	-	実費負担	-	実費負担	-	実費負担
<入退院時、入院中のサービス>								
○移送サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
○入退院時の同行(協力医療病院)	○必要に応じ	-	○■必要に応じ	-	○■必要に応じ	-	○必要に応じ	-
○入退院時の同行(協力医療機関以外)	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担
○入院中の洗濯物交換(協力医療機関)	○週1回	規定回数以上は1回30分1,650円および交通費ワンネット1,650円を实費負担	○週1回	規定回数以上は1回30分1,650円および交通費ワンネット1,650円を实費負担	○週1回	規定回数以上は1回30分1,650円および交通費ワンネット1,650円を实費負担	○週1回	規定回数以上は1回30分1,650円および交通費ワンネット1,650円を实費負担
○入院中の洗濯物交換(協力医療機関以外)	-	1回30分1,650円および交通費、ワンネット1,650円を实費負担	-	1回30分1,650円および交通費、ワンネット1,650円を实費負担	-	1回30分1,650円および交通費、ワンネット1,650円を实費負担	-	1回30分1,650円および交通費、ワンネット1,650円を实費負担
○入院中の買物代行(協力医療機関)	○週1回	規定回数以上は1回30分1,650円および交通費を实費負担	○週1回	規定回数以上は1回30分1,650円および交通費を实費負担	○週1回	規定回数以上は1回30分1,650円および交通費を实費負担	○週1回	規定回数以上は1回30分1,650円および交通費を实費負担
○入院中の買物代行(協力医療機関以外)	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担
○入院中の見舞い訪問(協力医療機関)	○週1回	規定回数以上は1回30分1,650円および交通費を实費負担	○週1回	規定回数以上は1回30分1,650円および交通費を实費負担	○週1回	規定回数以上は1回30分1,650円および交通費を实費負担	○週1回	規定回数以上は1回30分1,650円および交通費を实費負担
○入院中の見舞い訪問(協力医療機関以外)	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担	-	1回30分1,650円および交通費を实費負担
<その他サービス>								
○レクリエーションなど	○必要に応じ	材料費・交通費は実費	○必要に応じ	材料費・交通費は実費	○必要に応じ	材料費・交通費は実費	○必要に応じ	材料費・交通費は実費

施設名：アリスタージュ経堂

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目	該当に○	備考
安定的・継続的な居住の確保のための項目		
1 有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合 ・ 不適合	
2 借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実にものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合 ・ 不適合 ・ 非該当	
緊急時の安全確保のための項目		
3 有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合 ・ 不適合	
4 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合 ・ 不適合	
5 各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合 ・ 不適合	
6 【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合 ・ 不適合 ・ 非該当	
7 消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合 ・ 不適合	
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目		
8 各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合 ・ 不適合	
9 各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	○ 適合 ・ 不適合	
10 すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合 ・ 不適合	
11 入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合 ・ 不適合	
12 緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合 ・ 不適合	
入居者の財産を保全するための項目		
13 前払金について、規定された保全措置を講じているか。	○ 適合 ・ 不適合 ・ 非該当	保全先：三井住友信託銀行の連帯保証 【法定外の保全措置】(親会社保証) ・三井住友信託銀行による連帯保証分を差し引いた返還債務残高は、京王電鉄株式会社が連帯保証
14 前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	○ 適合 ・ 不適合 ・ 非該当	初期償却率：15% 入居者の希望によって、前払金方式と月払い方式のいずれかを選択できます
15 入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	○ 適合 ・ 不適合 ・ 非該当	

※ 開設日前にあつては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。
 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。